

個人情報保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 個人データ保護法第 18331 号 (Law on Personal Data Protection No. 18,331)<ul style="list-style-type: none">- URL : https://www.impo.com.uy/bases/leyes/18331-2008- 施行状況 : 発効日 2008 年 8 月 11 日 施行日 2008 年 8 月 28 日- 対象機関 : 民間団体と政府機関。- 対象情報 : 自然人および法人の両方がデータ主体とみなされる。 特定し、または特定可能な自然人または法人に言及するあらゆる種類の情報。 同法は、個人情報のさまざまなカテゴリーを規定する。(i) センシティブデータ : 人種や民族の出自、政治的見解、宗教や道徳的信念、所属組合、健康や性生活に関する情報を明らかにする個人データと定義される。(ii) バイオメトリクスデータ : 特定の技術的処理から得られる個人データで、自然人の身体的特徴、生理的または行動的影響に関連しており、指紋、画像または音声認識データなど、その人の固有の識別を可能にまたは確認するものとして定義される。■ 規則令第 414/009 号 (Regulatory Decree No. 414/009)<ul style="list-style-type: none">- URL : https://www.impo.com.uy/bases/decretos/414-2009- 施行状況 : 発効日 2009 年 8 月 31 日 施行日 2009 年 9 月 15 日- 対象機関 : 同上- 対象情報 : 同上■ 法第 19670 号 37-40 条 (Sections 37 to 40 of Law No. 19,670) URL : https://www.impo.com.uy/bases/leyes/19670-2018<ul style="list-style-type: none">- 施行状況 : 発効日 2018 年 10 月 15 日 施行日 2019 年 1 月 1 日- 対象機関 : 同上- 対象情報 : 同上■ 規則令第 64/020 号 (Regulatory Decree No. 64/020)
-----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> - URL : https://www.impo.com.uy/bases/decretos/64-2020 - 施行状況：発効日 2020年2月17日 - 施行日 2020年2月21日 - 対象機関：同上 - 対象情報：同上
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：2012年8月取得 APECのCBPRシステム：なし</p>
OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>EUの十分性認定取得国である場合、外国にある第三者に対する個人データの提供に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保され则认为られるため、本項目に係る情報提供は必ずしも行う必要がない。</p>
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの - ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <p>個人データの収集に関して、政府への協力は一般的な義務ではない。しかし、ウルグアイのデータ保護当局（URCDP）は管理・監督権限を有し、データベースやファイル等へのアクセスを要求する権利を有する。</p>